

# 給付 3

## 海外で診療を受けたとき

---

『海外療養費支給申請書』（医科）・（歯科）

『海外療養費支給申請書等送付書』

（送付先 HS 室）・（送付先 みずほ健保）

---

海外で負傷したり、疾病にかかった場合の費用について国内における保険診療の範囲内で払い戻しを受ける事ができます。

### 【支給額の決定方法】

日本で保険診療を受けた場合の診療報酬点数に換算して算定された額から、自己負担分（原則3割）を控除した額が払い戻されます。算定した額が海外で実際に支払った額（日本円に換算した額）を上回る場合は実際に支払った額から自己負担分（原則3割）を控除した額が払い戻されます。

### 【請求方法】

下記の書類を揃えてご提出ください。

#### 被保険者

- ・海外療養費支給申請書（医科）または（歯科）
- ・診療内容明細書（医科）または（歯科）
- ・領収書原本
- ・翻訳等
- ・パスポート、航空券など海外に渡航した事実を確認できる書類の写し

#### 事業所の担当者

海外療養費支給申請書送付書

（提出先により2種類ありますので、左下枠内の送付先をご確認ください。）

### 【送付先】

FG・BK・TB・RT 所属の方：BK 人事業務部 HS 室人事業務第一ライン（海外）

その他関連会社所属の方：国内担当部署

個人の方：みずほ健康保険組合 給付チーム

## 海外療養費申請に関する注意事項

日本で保険診療を受けた場合の診療報酬点数に換算して算定するため、正しく算定するためにも診療内容の詳細と日本語訳の添付をお願いいたします。

日本語訳がない場合は適正な算定ができない可能性があります。

- ①申請書、診療内容明細書ともに、受診者1名毎に「医科・歯科別」「入院・外来別」「受診月単位」で作成してください。薬代は、処方箋を出した医療機関分に合算してください。
- ②添付書類が外国語で記載されている場合は、日本語訳を添付して頂くか補記してください。
- ③任地医療保険会社に領収書（原本）を提出する等、やむを得ず領収書のコピーを添付する場合は、領収書のコピーに「原本を添付できない理由」を書き添え、所属長の原本証明をつけてください。
- ④医科の場合、診療内容明細書に、やむを得ず医師のサインが受けられないときは、聴き取りなどにより被保険者本人が記入してください。ただし、内容に不明な点がある場合はお問い合わせする場合があります。
- ⑤歯科の場合、診療内容明細書に必ず医師のサインの記載が必要です。

### 【保険給付対象外となる具体例】

- ・業務上及び通勤途上の災害
- ・健康診断、検診、治療のためではない検査
- ・予防接種
- ・妊娠にかかわる検査、検診、正常分娩の場合の入院・分娩費用
- ・乳幼児定期検診
- ・不妊治療
- ・美容整形
- ・レーシック（レーシックを受けるために行う眼の検査等すべて保険外）
- ・はり、きゅう、あんま、マッサージ
- ・カイロプラクティック、オステオパシー、整体等の日本において国家資格免許を有さない医業類似行為。  
※海外では医師がカイロプラクティックを勧める場合がありますが、保険適用外です。
- ・西洋医師免許を持たない中医師（中医学専門医師）、韓医師（韓医学専門医師）による診療
- ・歯科の保険対象外の歯科治療材料（例：セラミック、ポーセレン、金、ジルコニア等）
- ・歯列矯正（唇顎口蓋裂等の先天異常が起因して咬合異常がある場合は対象となる場合もあります）
- ・インプラントの為の診察やレントゲン撮影費用など
- ・療養を目的として海外に出向き診療を受けた場合
- ・時効（診療に要した費用を支払った翌日から2年）経過したもの

上記以外にも日本国内で保険適用となっていない医療行為や材料等は給付の対象外になります。

(2024.12)